

# 農地転用申請 提出書類一覧

令和7年4月

**\* 1部提出が必要です。**

なお、転用申請面積が4haを超える場合は2部提出してください。

阿蘇市農業委員会

1. 許可申請書（様式は、ホームページよりダウンロードできます）
2. 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）（法務局より3ヶ月以内に発行されたもの。）
3. 法人の定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書（5条申請の譲渡人を除く。）（法人で申請する場合）
4. 事業計画書（様式は、ホームページよりダウンロードできます）
5. 資金計画書（事業計画書内にあり）
6. 資金証明書（融資の場合は「融資証明書」、自己資金は「残高証明書」、通帳コピーは不可）
7. 位置図（住宅地図、電話帳の地図などで可）
8. 字図（法務局より3ヶ月以内に発行されたもの。）
9. 配置図（事業計画を詳細に記入のこと）
10. 排水計画図（9の配置図内に汚水、生活排水、雨水等の排水経路と処理法を図示）
11. 排水同意書（9か10の図面、又は別紙に地元区長、水路管理者の署名・押印をもらう）  
※排水を自己敷地内で地下浸透等により処理する場合は添付不要。
12. 見積書（見積明細書は不要）
13. その他図面（建物平面図など）
14. 現況写真
15. 地元農業委員又は農地利用最適化推進委員への事前説明確認書（ホームページよりダウンロードできます）  
**※農用地域内でない旨の証明又は農業用施設用地である旨の証明は添付不要。**
16. 始末書（既に着工済みの場合）
17. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（抵当権・地役権等）
18. 土地改良区の意見書（圃場整備田の転用及び土地改良区域内への直接排水等）
19. 住民票または戸籍の附票（住所が登記簿住所と不一致の場合、5条譲受人が市外の場合）
20. 保健所への届出写し（水質汚濁防止法施行令の届出を必要とする施設の場合）
21. 第1、2種農地該当区域の場合「代替検討表」、「代替位置図」 **4条（植林）のみ不要**
22. 黒川出水災害危険区域に関する確認書（市建設課との協議、危険区域のみ）
23. 農地の一部を転用される場合は、求積図（面積を算出した図面）
24. 賃貸借又は使用貸借契約書の写（賃貸借又は使用貸借で申請する場合）
25. その他（農業委員会が必要とするもの）

**\* 青文字の書類については、該当するときに添付、他の書類は必須添付**

## ※ その他重要事項

- (1) 小作契約がある場合、解約は終了していますか。
- (2) 農業者経営移譲年金の、特定処分対象農地となっていないですか。
- (3) 生前一括贈与対象農地となっていないですか。
- (4) 中山間直接払い交付金の対象農地となっていないですか。
- (5) 排水を市道などに出す場合、阿蘇市建設課に届出は済んでいますか。
- (6) 太陽光発電設備を申請される場合は、経済産業省の認定通知書の写し、九州電力の系統連係承諾通知書又は工事費負担請求書の写しの添付が必要となります。
- (7) 令和7年4月1日からの盛土規制法の運用開始に伴い、転用する土地の盛土が1m（場所によっては2m）を超えるなどの場合、許可・届出とともに擁壁の設置等が必要となることが考えられます。詳しくは熊本県土木部建築住宅局建築課（096-333-2542）にお尋ねください。